

報道資料

令和 2年 3月 6日
産業・雇用振興部 地域産業課 金融支援係
担当:古川, 甲斐
ダイヤル:0742-27-8807, 内線:3558

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている 中小企業・小規模事業者への追加の金融支援について

宿泊事業者、飲食業者など40業種がセーフティネット保証5号の指定業種に追加されたことに伴い、県制度融資「セーフティネット対策資金(5号)」も利用頂けるようになりました。

1. 受付開始時期

令和2年 3月6日から

2. セーフティネット対策資金(5号)の概要

- 融資限度額:5,000万円
- 融資利率: 金融機関所定金利
5年以内 1.775%
5年超 1.975%
- 保証料率: 0.63% (信用保証協会が融資額の80%を保証)
- 融資期間: 7年 (うち据置1年)
- 要件のポイント
 - ① 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している

※2月以降最近3か月の売上高が算出可能となるまでは、
最近1か月の期間を含めた今後3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる場合でも可

※市町村長の認定が必要

(申請先は事業所のある市町村)

※「経営環境変化・災害対策資金」の融資限度額は5,000万円であるため、「セーフティネット対策資金」と併用した場合最大1億円となります。
(詳細は「【別紙】新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象とした県制度融資」をご覧ください。)